

市議会定例会付議事件表（その２）

第１１１号議案	工事請負契約の締結について（大村市新庁舎（庁舎棟）建設工事）……………	（ １ ）
第１１２号議案	工事請負契約の変更について（旭が丘小学校校舎長寿命化改良建築工事）……………	（ ２ ）
報告第１９号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）……………	（ ３ ）
第１１３号議案	令和８年度大村市一般会計補正予算（第５号）	

第 1 1 1 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 大村市新庁舎（庁舎棟）建設工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 14,674,000,000円
- 4 契約の相手方 大林組・西海建設・高瀬建設特定建設工事共同企業体
代表者 福岡市中央区天神一丁目14番18号
株式会社大林組九州支店
執行役員支店長 土山 元治
- 5 竣工期限 令和11年1月19日

令和8年9月11日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 1 1 2 号議案

工事請負契約の変更について

令和 7 年 9 月 2 6 日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「旭が丘小学校校舎長寿命化改良建築工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前 1, 8 9 2, 6 0 5, 0 0 0 円

変更後 2, 0 0 6, 2 1 0, 8 0 0 円（1 1 3, 6 0 5, 8 0 0 円の増額）

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第 19 号

専決処分の報告について

諏訪駅前駐輪場の防犯カメラに係る電気料金の支払遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年 9 月 11 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第14号

専 決 処 分 書

諏訪駅前駐輪場の防犯カメラに係る電気料金の支払遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年8月31日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 5円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 九州電力株式会社 |
| 3 事案の経緯 | <p>商工観光部職員は、諏訪駅前駐輪場の防犯カメラに係る令和8年4月分の電気料金（445円・同年6月10日支払期限）及び同年5月分の電気料金（375円・同年7月6日支払期限）について、相手方から請求を受けたにもかかわらず、支払期限までの支払を怠った。</p> <p>相手方から支払の催促を受けて同月29日に支払ったことにより、遅延損害金5円が発生した。</p> |